

株式会社 T M K R

定 款

株式会社 T M K R
定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、株式会社T M K Rと称し、英語ではTMKR Co., Ltd.と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 株式、社債等の有価証券への投資、保有及び運用
2. 前号に付帯関連する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都江東区に置く。

第 4 条 (公告方法)

当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、1,000,000株とする。

第 6 条 (株券の不発行)

当会社は、株式に係る株券を発行しない。

第 7 条 (株式の譲渡制限)

当会社の株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならぬ。

第 8 条 (株式の割当てを受ける権利等の決定)

当会社は、当会社の発行する株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日は、株主総会の決議によって定める。

第9条（株式の取扱いに関する事項）

当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款に定めるもの
のほか、株主総会の定めるところによる。

第3章 株主総会

第10条（招集）

定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第11条（定時株主総会の基準日）

当会社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

第12条（招集権者及び議長）

法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会は取締役の1名が招集し、議長となる。但し、代表取締役を定めた場合には、代表取締役の1名が招集し、議長となる。

第13条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第14条（議決権の代理行使）

- 株主は代理人によって、議決権行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役

第15条（取締役の員数）

当会社の取締役は、1名以上とする。

第16条（取締役の選任）

- 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第17条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第18条（代表取締役及び役付取締役）

当会社は、株主総会の決議により、代表取締役1名以上を定めることができる。

- 2 当会社は、株主総会の決議により、役付取締役1名以上を定めることができる。

第19条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

第20条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

第21条（剰余金の配当等）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

- 2 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
- 3 未払配当財産には利息を付さないものとする。

第6章 付 則

第22条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和8年7月31日までとする。